

地方大會設置に關する建議案

本大會は地方大會設置に關し、左の如き決議をなし、日本労働組合評議會中央委員會に建議するものである。

【決議】

日本労働組合評議會は各地方評議會に左の方針による大會を設置され人事を建議す。
一、中央委員會の指令に基づき各地方の諸種の情勢による、具体的政策方針の決議執行機関としての定期大會、
一、全國大會直後開催する全國的に統一を保持した定期大會。

【理由】

吾れ日本労働組合評議會は其の規約に規定せる如く「中央委員會の統制の下にその地方に於ける加盟組合の行動を統一し、共通の事務及び問題を處理する」ために地方評議會を組織せしめておる。
然るに、各地方評議會はその最高機関たる定期大會を有するものあり、必要に應じ、所屬組合合同大會を開催するものもある。また全労連を有せざる地方評議會さへある。

全國的統一組織たる評議會の一部分としての地方組織——地方評議會の——最高機関が相違せる状態にある事は、民主的集中主義を以てその組織の根本原則とせる日本労働組合評議會に於ては、此れ的全局的統一を計る事は重要なる問題である。

斯る地方大會の相違は、地方評議會の任務及機能に対する認識の不充分に原因して居る。

現在の評議會は地方産業別組合が集つて、全國的な評議會を構成して居るが、この構成單位たる組合は、地方組織たる地方評議會と産業別組織たる産業別協議會に結合され、その上層機関の統制にその一部としての組合の意義を持つので、常に各段階に於ける上層機関の統制の下に置かれるのである。

産業別組織は資本家との日常闘争の最も有効なる組織であるが、それの發展は飽くまでも、同一産業部門の労働者の経済的利益——労働條件の維持改善——のための闘争力を増大するのみで、他産業部門の労働者の利益を、輕視すると同時に日常闘争を以て、労働組合の全使命なるかの如く解し、全階級の闘争への發展を阻害する危険性を有する。

全國的階級的組織は、小、る産業部門の労働者の闘争力を綜合統一し、一層強力に全般の利益を擁護すると同時に、階級意識の聚化によ